

魚津市告示第29号

魚津市ふるさと寄附金に係る指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、魚津市会計規則（平成29年魚津市規則第3号）第18条第2項の規定により告示する。

令和2年3月26日

魚津市長 村椿 晃

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

会社名	所在地
株式会社トラストバンク	東京都目黒区青葉台三丁目6番28号
GMO ペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂1-14-6 ヒューマックス渋谷ビル7F
SB ペイメントサービス株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番2号 汐留住友ビル25階
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリームゾンハウス
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー

2 指定代理納付者に納付させる歳入

魚津市ふるさと寄附金

3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 指定代理納付者に納付させる方法

インターネット等による公金支払の方法により代理納付させる。